

所得段階	対象者	保険料額
第1段階 ※1	・世帯全員が区市町村民税非課税で、生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が区市町村民税非課税で、前年の合計所得金額（※2）から年金収入に係る所得（※3）を控除した額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	基準額×0.5 (0.45)※1
第2段階 ※1	・世帯全員が区市町村民税非課税で、前年の合計所得金額（※2）から年金収入に係る所得（※3）を控除した額と課税年金収入の合計が80万円を超え、120万円以下の方	基準額×0.75
第3段階 ※1	・世帯全員が区市町村民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない方	基準額×0.75
第4段階	・本人は区市町村民税が非課税だが、課税されている人が世帯にいて、前年の合計所得金額（※2）から年金収入に係る所得（※3）を控除した額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	基準額×0.9
第5段階	・本人は区市町村民税が非課税だが、課税されている人が世帯にいて、第4段階に該当しない方	基準額
第6段階	・本人に区市町村民税が課税されており、前年の合計所得金額（※2）が120万円未満の方	基準額×1.2
第7段階	・本人に区市町村民税が課税されており、前年の合計所得金額（※2）が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.3
第8段階	・本人に区市町村民税が課税されており、前年の合計所得金額（※2）が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5
第9段階	・本人に区市町村民税が課税されており、前年の合計所得金額（※2）が300万円以上の方	基準額×1.7

※1 低所得者の方には、介護保険法に基づく保険料の軽減があります。（第1段階の方は、平成27年度から対象になりました。第2段階、第3段階の方は、実施時期につきましては未定です。）
表中（ ）内の負担割合は、最大限の軽減をした場合になります。

※2 (1) 合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額

(2) 租税特別措置法に規定される長期・短期譲渡所得に係る特別控除額（以下の(ア)～(キ)）がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除した額を用います。

(ア) 収用交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円（最大）

(イ) 特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円（最大）

(ウ) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円（最大）

(エ) 農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の800万円（最大）

(オ) 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円（最大）

(カ) 特定の土地（平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの）を譲渡した場合の1,000万円（最大）

(キ) 上記(ア)から(カ)のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円（最大）

※3 公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額（当該額が零未満の場合は零）